

次のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

平成22年8月2日

京都市伏見区長 北島 誠一

1 売却区分、公売財産の表示、公売保証金及び見積価額

下表のとおり

売却区分	公売財産(名称等)	見積価額	公売保証金
M34001	陶彫 1	20,000円	4,000円
M34002	陶板衝立 1	100,000円	20,000円
M34003	陶額 1	50,000円	10,000円
M34004	陶額 2	30,000円	6,000円
M34005	陶額 3	10,000円	2,000円
M34006	陶板 1	30,000円	6,000円
M34007	陶額 4	15,000円	3,000円
M34008	陶額 5	30,000円	6,000円
M34009	陶額 6	30,000円	6,000円
M34010	陶額 7	30,000円	6,000円
M34011	陶額 8	40,000円	8,000円
M34012	陶額 9	15,000円	3,000円

2 公売方法

せり売り

3 公売参加申込期間

平成22年8月3日午後1時から平成22年8月18日午後11時まで

(ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。)

4 せり売り期間

平成 22 年 8 月 24 日午後 1 時から平成 22 年 8 月 26 日午後 11 時まで

(ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。)

5 公売場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

6 売却決定日時及び場所

日時 平成 22 年 8 月 27 日午前 10 時

場所 京都市伏見区役所深草支所区民部納税課

7 買受代金納付期限

平成 22 年 9 月 7 日午前 10 時 30 分

国税徴収法第 115 条第 2 の規定により、買受代金納付期限を延長しています。

8 買受人についての資格その他の要件

国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は、買受人となることはできません。

9 その他

(1) この公売公告に違反した者、または国税徴収法第 92 条の規定に該当する者、及び同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできません。

(2) 公売財産のせり売りに参加をしようとする者(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

(3) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカードによる納付によるもの

とします。ただし、京都市では、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取扱事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報等を当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。

- (4) 入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

なお、最高価申込者の決定に当たっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。

- (5) 次の場合に売却決定を取り消し、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、善意の買受人が買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ 買受人が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

- (6) 公売財産の所有権は、買受代金納付時に当該買受人に移転します。公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

- (7) 京都市は公売財産についてかし担保責任を負いません。

- (8) その他本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。

- (9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公

売を中止することがあります。

(10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、京都市は何ら補償しません。

(11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。

なお、その内容については、京都市伏見区役所深草支所納税課で閲覧することができます。

10 配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を京都市伏見区役所深草支所納税課に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は京都市伏見区役所深草支所納税課に用意してあります。

(伏見区役所深草支所区民部納税課)